

議案第10号

大阪市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年大阪市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 本市が国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

包括外部監査人の監査の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市外部監査契約に基づく監査に関する条例 (抄)

(包括外部監査契約に基づく監査)

第2条 本市と法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

(1) - (5) 省 略

(6) 本市が国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの